



はなしようぶ

Vol.332

H29.4月

春号



Hanasyobu

三重県労福協

<http://www.mie-rofkyo.jp>

mie-rofkyo@jasmine.ocn.ne.jp

- 発行所●
一般社団法人
三重県労働者福祉協議会
津市米町一丁目891
- 編集責任者●
松林 弘
- 編集者●
市川 景子



より良い
地域づくりを目指し
よく考え
活動しています！

事務局長
小田原 広治さん
U座 O型
趣味:釣り・サッカー観戦
剣道3段



より良い
活動になるよう
私自身も楽しく
サポートしています！

書記
上田 希早子さん
おとめ座 A型
趣味:ブラブラすること
孫の野球・テニス観戦

地区労福協にお邪魔しました！

Part8

南熊地区労働者福祉協議会

最近の活動内容を教えてください。

小田原さん: 労福協の重要な役割のひとつである「労働組合と各福祉事業団体との連携強化と活動支援」を周知すべく、昨年11月に約千戸の家庭に対して、福祉パンフレットのポスティングを行いました。また福祉研修会では、災害に関する研修会を開催し、熊本地震後に現地のボランティア活動に参加した組合員が、現地の写真も交えつつ報告を行ってくれました。じっさいに地震が起きた時のために、家具の固定や備蓄品など私たちが日頃から備えることの大切さが伝わったと思います。

七里御浜の清掃も長年続けているそうですね。

上田さん: ここはウミガメの産卵地にもなっている美しい砂浜です。ゴミを捨てる人は少ないのですが、海からの漂流物をウミガメがエサと間違えて食べてしまうことのないよう毎年「七里御浜クリーンキャンペーン」を展開しているんです。じつは、この海岸で産卵されたウミガメの卵は、町内の井田小学校の一角にあるウミガメの卵専用の場所で大切に孵化させています。生まれたウミガメの赤ちゃんは、子どもたちがもとの海岸に運んでいって放流しているんですよ。

特に力を入れている活動はありますか？

小田原さん: やはり熊・YOU・遊勤労者フェスティバルですね。今年で26回目を迎えますが、毎年多くの方々にご来場いただいております。地域活性化につながっています。ステージショーや作品展など内容もりだくさん。今後も30、40回と続けていきたいですね。



この地域の観光資源としては、丸山千枚田も有名ですね。

小田原さん: じつはあまり知られていませんが、南熊労福協も千枚田の田植え&稲刈り事業を支えています。田植えと稲刈りで合わせて600人ほどにご参加いただいておりますが、稲刈りは手で刈り取るから重労働です。でも、参加された子どもさんが田植えと稲刈りを体験したことで、お米の大切さに気づき、ご飯を残さなくなったそうです。そういう話を聞くと嬉しいですね。



丸山千枚田
田植え(上)
稲刈り(左)

何か印象に残ってるエピソードがあれば。

小田原さん: やはり、今年の稲刈り時の吉川理事長ですね。ご活躍いただいたのですが、最後にはそうとうへばっておられました。でも、今年度も田植えに参加いただけるということなので、楽しみにお待ちしております。じっさい、大勢が力を合わせて稲刈りに精を出す様子は一見の価値ありです。弁当付きで参加費無料ですから、ぜひみなさんも体験しに来てください。

今後の活動について教えてください

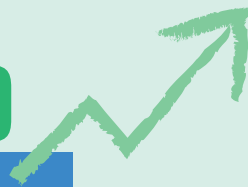
小田原さん: 構成組織数が減少傾向にあるので、その歯止めとなるような活動を考える必要があると痛感しています。イベントには多くの会員にご参加いただいているので、地域の良さをアピールしつつ、労福協の活動を発信し、組織の拡大につなげていきたいですね。



「連帯・協同でつくる安心・
共生の福祉社会」を目指して

Step・up

ともに歩む運動へ



2017年度事業計画が決定しました。

三重県労福協の2017年度事業計画および予算が、3月17日(金)に開催された第5回理事会において決定されました。

2014年度から進めている労働組合と協同組合(福祉事業団体)がそれぞれ主体をもち、ともに歩む運動へステップアップをはかる取組みの基本方針として、1.運動の基盤強化と共助の輪を拡大する取組み、2.ライフサポート事業の推進と社会的連帯・地域社会への貢献活動の推進、3.運動の原点を考え次世代に継承する取組みとなっています。

具体的には、2016年度取組んだ諸活動の総括および「明日へつなげる運動を考える検討会議」からの答申をもとに、計画を策しました。

計画の概要は以下のとおりです。注・記載した写真はすべて2016年度に実施したのもを使用しています。

1 運動の基盤強化と共助の輪を拡大する取組み

(1) 福祉事業団体の利用促進

- ① 中央労福協と連携した「福祉事業推進強化月間」の設定と取組み
- ② 労働者自主福祉シンポジウムの開催

(2) 地区労福協・事業団体地区推進機構との連携強化支援

(3) 会員拡大行動の推進支援

- ① 拡大行動月間の設定
- ② 地区労福協主体とする拡大行動の支援

(4) 地区労福協への支援強化

- ① 事務局体制の充実支援
- ② 書記研修会の開催

(5) 効率的な財政運営

福祉事業推進強化月間



イ. ライフプランセミナー & 相談会の開催



- ② 地区労福協清掃行動に対する支援
- ③ 防災・減災意識の啓発と「災害ボランティア」講座の開催



- ④ 地区労福協が実施する「福祉施設等へのボランティア活動」の支援を検討

(5) 関係団体への支援・連携

- ① (公財)労働福祉協会の文化事業に対する支援
- ② 勤労者サービスセンターとの連携
- ③ 三福連OB会(連合・労福協・事業団体OB会)への支援
- ④ 高退福共・友誼団体との連携

2 ライフサポート事業の推進と社会的連帯、地域社会への貢献活動の推進

(1) 「暮らし何でも相談会」事業の推進

- ① 暮らしほっとステーションみえの運営充実
- ② 関係自治体との連携強化

(2) 婚活事業の充実

- ① 事業の結果検証を含めた実行委員会・企画会議の開催
- ② 地域別開催や田植え・稲刈りなどの体験型行事と共同開催の検討

(3) 社会的連帯活動

- ① 中央・中部労福協と連携による社会的運動の推進
- ② 地区労福協との連携による勤労者福祉に関する政策制度要請と提言
- ③ 協同組合の理念を啓発する取組み
- ④ 友好交流協定に基づく国際交流

(4) 地域社会への貢献活動

- ① 地域社会と連携した「県補助事業」の推進ア、連合地協・地区労福協連携による地域づくり事業の開催と今後の「あり方」を検討

3 運動の原点を考え次世代に継承する取組み

(1) 責任者会議(仮称)の開催

(2) 地区労福協福祉研修会・福祉学校への支援

- ① 県労福協三役等による出前講師の派遣
- ② 研修教材の活用(中央労福協発刊の教材)

(3) 「労働運動・労働者福祉運動の歴史と理念、リーダー養成講座」への参画

- ① 中部労福協主催の研修会参加

(4) 研修会の充実強化

- ① 勤労者福祉に関連した政策福祉研修会
- ② 地区労福協役員・事業団体職員合同研修会&交流会

(5) 広報活動の充実

- ① 機関紙とHPの充実

(6) 会員相互の親睦・交流事業の開催

- ① スポーツ交流会



福祉研修会



「職域推進」は世話役活動から

「職域」少し耳慣れない言葉です。その意味は福祉事業団体（労金・全労済・住宅生協）の加入者（利用者）を「職域」と「地域」とに分類しその加入比率を表すときに用いられるやや専門的な用語です。

私たちが運動として展開している労働者自主福祉事業（福祉事業団体）は、就労や働く環境の変化に伴い、職域比率が低下傾向にあり、地域比率が高くなりつつあります。

「職域」と「地域」の区分は事業団体によって少し異なりますが、労働組合の多くの会員・組合員さんが職域として分類上登録されています。いま、「少しずつ職域比率が低下傾向にある。」ここが課題です。

労働者自主福祉を直訳すると、「生活上において労働者が直面する経済的な問題を解決するために取組む自主的な活動を目指す。」と硬い表現となります。しかし、労働運動での「福祉」とは、一般的に言われる高齢者や障がい者福祉ではなく、労働者の「幸せ」や「ゆたかさ」の意味を指しています。ですから、労働者自主福祉運動は、「幸せ」「ゆたかさ」を追求する活動と理解していただき

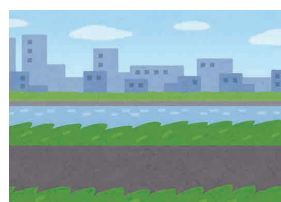
たいと思います。

労働組合は共に働く者がお互いに力を合わせて結成され、「助け合う」ことが原点です。

「助け合う」ことが原点ですから、組合役員が組合員皆さんの意見や要望を聴き（心を傾ける）、相談を受けるなど、日常の「世話役活動」が最も重要だとされています。

労働者自主福祉事業は労働運動から生まれました。その事業推進・利用促進は幸せやゆたかさの追求であり、私たちの生活向上に欠かせないものとして位置づけられています。

「職域推進」、もう一度、運動の原点を見つめつつ、「各構組織・組合員の皆さんが一体となり、日常の世話役活動において、福祉事業団体の利用促進を積極的に進める。」という強い意志を表しています。これからも、ともに力を合わせ、生活向上に向けた活動を推進しましょう。



知っていますか？

働く人の法律知識

～弁護士・渡辺伸二が語る労働問題あれこれ～

弁護士
渡辺 伸二



成年後見人とは

今回は、「福祉」ということで皆様の周りにもみえるかと思えます成年後見について書きます。

Q.1 成年後見制度とは、どういう制度か？

A 病気や事故などにより判断能力が不十分になった人(手続では、「本人」と呼びます)のために、家庭裁判所が援助者を選び、本人を保護する制度です。

Q.2 申立てをするにあたり、最初に何をしたらよいのか？

A 裁判所指定の「診断書」等を、主治医に作成してもらいます。主治医が精神科の医師でなくても構いません。

Q.3 どの家庭裁判所に申立てをするのか？

A 本人が実際に住んでいる所を管轄する家庭裁判所です。

Q.4 申立てができるのは、誰ですか？

A 本人・配偶者・4親等内の親族です。

Q.5 申立てには、どのくらいの費用がかかるか？

A 裁判所に納める収入印紙や切手代などが1万円

弱と、精神鑑定のための鑑定料が5万円程度かかります。

Q.6 成年後見人(以下、「後見人」という)には、どういう人になるのか？

A 本人の身上監護・財産管理を適正に行ってくれる人を裁判所が選びます。親族になる場合もあれば、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家を選ぶ場合もあります。

Q.7 後見人は、報酬を頂けますか？

A 本人の財産の状態を見て裁判所が決めます。

Q.8 後見人には、どのような役割がありますか？

A 後見人は、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりし、本人を保護・援助します。また、後見人は、その行う事務や財産管理の状況を裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

Q.9 後見人の仕事は、いつまで続くのですか？

A 本人が死亡又は本人の能力が回復するまで続きます。申立てのきっかけとなった、例えば「遺産分割をする」といった手続が終了したとしても、後見人の仕事が終わるわけではありません。

【補足】詳細は最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。





1、被用者年金制度の一元化とは（公務員の皆様）
2、所得代替率低下と自助努力で準備が必要な老後生活費
3、個人型確定拠出年金(iDeCo)と他の類似制度との比較



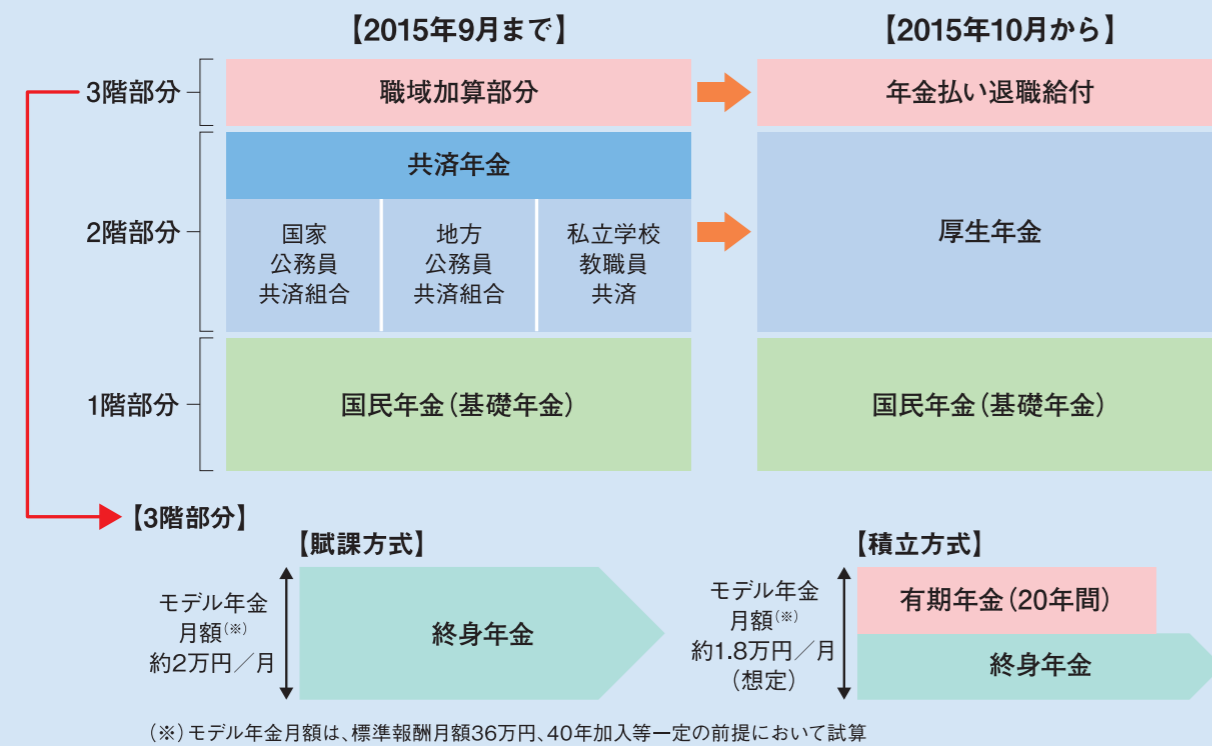
今回は、公務員の皆様に関する「被用者年金一元化」について、その概要と主な改正項目を学習し、今後の公的年金でキーワードとなる「所得代替率の低下」とは何か？

老後の生活費はいくら位必要か？個人型確定拠出年金と他の類似制度について、主な特徴や留意点についてご案内いたします。

被用者年金制度の一元化とは（2015年10月実施）

公務員等も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されました

- 公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に努めている人が加入する年金制度を被用者年金制度といいます。この被用者年金制度は、大きく2つに分かれます。
 - ①厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入する制度。
 - ②共済年金制度：国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員等が加入する制度。
- 被用者年金制度の一元化とは、この「共済年金制度」を「厚生年金保険制度」に統一することをいいます。



制度的な差異は、基本的に厚生年金にそろえて解消されます

<主な改正項目>

- 共済年金の職域部分廃止 → ●新たに「年金払い退職給付」が創設されました
- 制度加入への年齢制限 → ●70歳になるまでとなります
- 未支給年金の給付範囲 → ●生計を同じくする三親等内の親族となります
- 在職中の年金支給 → ●支給停止方法が変わります
- 障害給付の支給要件 → ●保険料納付要件が加わります
- 遺族共済年金の転給 → ●廃止されます
- 女子の支給開始年齢の引上げ → ●経過措置としてそのまま残ります



所得代替率の低下と自助努力で準備が必要な老後生活費

現役男性の平均手取り収入に対する夫婦の年金額の比率を「所得代替率」と呼んでいます

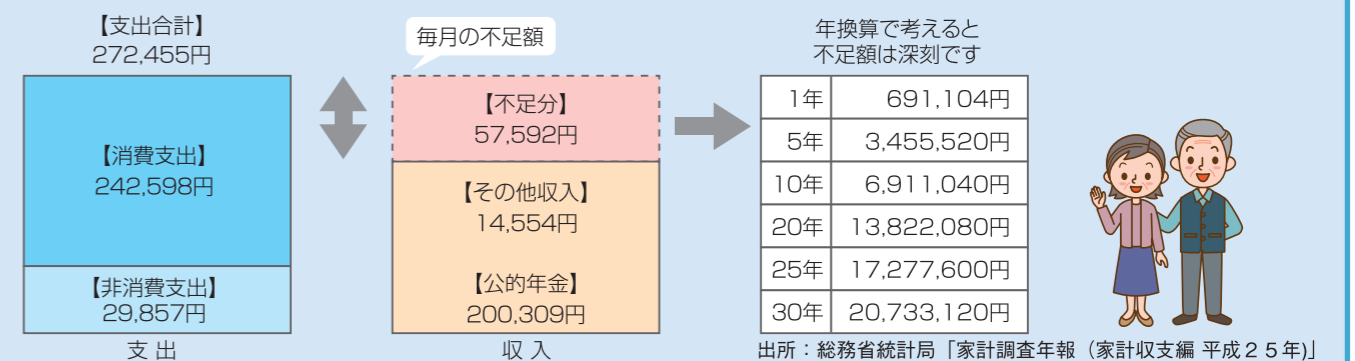
- 我が国の公的年金制度は賦課方式（現役世代が高齢者の公的年金をまかなう仕組み）を基本としており、少子高齢化や人口減少を背景として、今後の給付水準は低下していく見通しとなっています。
- 「所得代替率」を見ると、①若い世代ほど支給水準が低下する見通しとなり、また、②どの世代においても年齢を重ねるに従い、支給水準が低下する見通しとなっています。
- 老後の生活を公的年金にのみ頼ることがますます難しくなっており、自助努力により備える必要性が高まっていることが、確定拠出年金法改正のひとつの背景となっています。

生年別に見た厚生年金(夫婦二人の基礎年金含む)の標準的な所得代替率の見通し

生年度 (2014年度における年齢)	65歳時点	70歳時点	75歳時点	80歳時点	85歳時点
1949年度生(65歳)	62.7%	58.4%	52.0%	46.5%	44.2%
1959年度生(55歳)	58.7%	52.5%	46.5%	42.2%	40.8%
1969年度生(45歳)	55.3%	48.5%	43.2%	40.8%	40.8%
1979年度生(35歳)	51.0%	46.7%	42.8%	40.8%	40.8%

平成26年財政検証に基づく試算（厚生労働省社会保障審議会資料より抜粋）

高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)の家計収支



個人型確定拠出年金と他の類似制度との比較

老後資産形成のための手段は様々あり、それぞれの主な特徴は以下の通りです

- 所得控除のメリットをはじめ、税制メリットでは個人型DCに優位性がありますが、中途解約できないことや手数料がかかること等、個人型DCは制度の柔軟性に欠けるとの指摘もあります。各制度のメリット・デメリットを十分理解し、ニーズに合わせて活用することが望まれます。

	通常の預金	NISA	財形年金	個人年金保険	個人型DC
拠出時の税制	優遇なし (課税後所得から拠出)	優遇なし (課税後所得から拠出)	優遇なし (課税後所得から拠出)	所得控除 (生命保険料控除)	所得控除 (小規模企業共済等掛金控除)
運用益の税制	課税	非課税 (原則5年間)	非課税	受給時まで 繰延べ	非課税
受給時の税制	課税対象外	課税対象外	課税対象外	雑所得または 一時所得として課税	公的年金等 控除または 退職所得控除の適用
商品の選択肢	任意の金融機関の 商品から選択	任意の金融機関の 商品から選択	自社の指定 金融機関の 商品から選択	任意の金融機関の 商品から選択	運営管理機関の 提示する商品から選択 (運営管理機関の選択は可)
60歳前の引出し (中途解約)	可能	可能	可能 (解約前5年間の 運用益に遡及課税)	可能 (満期前の解約は 元本割れの場合有)	原則不可

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

契約継続率 **約94%!**
*2014年度契約継続率

安全運転する方を選んで

全労済のマイカー共済

自動車総合補償共済



優良ドライバーならおトク!
最大 **22等級 64%割引**

マイカー共済のおトクするうれしいお話

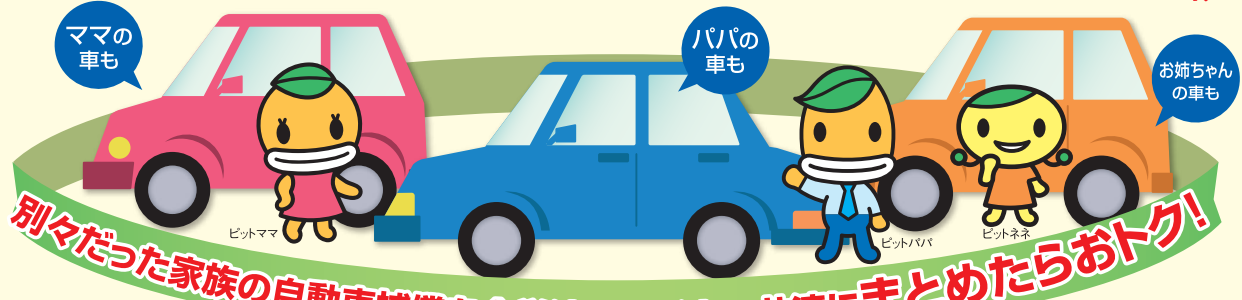
子供特約 お子さまも運転する場合、年齢条件を設定することで割引に!
※ご加入には諸条件があります。

お車を**2台以上**お持ちの方は… **おトクです!**

おトクその**1** **複数契約割引**

家族みんな **3%割引!**
※契約者が同一のとき適用となります。

家族みんなの車を安心の全労済のマイカー共済で守りましょう!



別々だった家族の自動車補償を全労済のマイカー共済にまとめたらおトク!

おトクその**2** **セカンドカー割引**

なんと! **21%割引!**

一定の条件を満たしていれば、1台目が他の保険会社の契約であっても、2台目以降のお車を新たに全労済のマイカー共済でご契約される場合は**21%割引(7等級)**を適用!



お問い合わせは**全労済三重県本部**まで

- 津支所 tel.059-227-6170 ●伊勢支所 tel.0596-25-7965
 - 四日市支所 tel.059-354-0033 ●伊賀支所 tel.0595-64-7456
- 受付時間
平日9:00~17:00、伊賀支所は9:00~12:30、13:30~17:00 (土・日・祝日、12月30日~1月3日は休業)

■出資金について(新しく組合員になれる方へ)
※全労済は消費生活協同組合法にもつき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。 ※なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。
◇出資金の払込方法—マイカー共済の場合…1,000円(1回のみ)

ご契約者の皆さまへ
全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

保障のことなら 全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済三重県本部
(三重県労働者共済生活協同組合)

2416A004.17.03KD



2017年4月、伊勢住まいの情報センターは
「伊勢市御菌町高向」へ移転します。

伊勢・二見・鳥羽・志摩エリアで

新築住宅 土地探し リフォーム 増改築

をお考えの方は是非ご来場くださいませ。

新事務所の
外観イメージ。



プロバンス風の室内空間。キッズルームも完備しておりますので、
 お子様連れのお客様も気軽にお立ち寄りいただけます。



伊勢住まいの情報センター
☎0596-29-0720

北勢営業所

四日市住まいの情報センター

☎059-350-3355

〒510-0834 四日市市ときわ五丁目1-22

北勢営業所

鈴鹿住まいの情報センター

☎059-379-5736

〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山四丁目18-10

中勢営業所

津住まいの情報センター

☎059-233-3334

〒514-0116 津市夢が丘一丁目2-4

南勢営業所

松阪住まいの情報センター

☎0598-25-0861

〒515-0821 松阪市外五曲町85-3

家も土地も もっと身近に ~ずっと残したい 家づくり、街づくり~
JSK 三重県住宅生協

☐宅地建物取引業免許 三重県知事(14)第254号 ☐建設業許可 三重県知事許可(特-26)第15428号 ☐(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟

三重県住宅生協

検索

最新情報をチェック
 したい方は即検索



こちらからも
 最新情報をご覧
 いただけます!

住まいに関することなら
 なんでもご相談いただけます。

新築

建替え

増改築

リフォーム

不動産仲介



日本での役割を終えたランドセルをアフガニスタンの子どもたちに贈る 「思い出のランドセルギフト」

三重県勤労者福祉会館・管理事務所は、JOICFP(ジョイセフ)の信念に賛同し、「思い出のランドセルギフト」活動に協力しております。



アフガニスタンの子どもたち、特に女の子の就学に役立つ活動です。タリバン政権時代には、女性が教育を受けることさえ禁止されていました。そのため現在も若い女性の7割が読み書きができません。さらに、女の子は早ければ12~13歳で結婚させられることも。アフガニスタンは、妊娠・出産が原因

で亡くなる女性の割合が日本の80倍もあります。その命を救う第一歩は、女性自身が知識を持つこと。読み書きができることで、自分と家族の健康を守ることもつながります。ランドセルは、女の子が学校へ行くための、きっかけづくりに大きく役立っています。



勤福会館・管理事務所でランドセルを集約し、責任をもって送ります!



JOICFPの「思い出のランドセルギフト」のランドセル回収期間が、2017年3月10日から5月31日であることを受け、三重県勤労者福祉会館・管理事務所では、**5月22日月曜日にランドセル回収受付を一旦終了し、集約・確認・梱包作業を行います。**この後、ランドセル1個につき海外輸送費1,800円と送付先の横浜までの宅配費用を(公財)三重県労働福祉協会で負担し、責任をもって送ります。また、梱包用の段ボール(ランドセル4個程度梱包可能)の確保にとっても困っています。段ボールのご寄付も大変助かります。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

★アフガニスタンの子どもたちがまた数年使うことをご考慮いただき、下記をご確認ください。

- ・肩ベルトが切れてしまいそうなヒビが入っていないこと。
- ・皮の劣化等により、少しの摩擦で表面がはがれ落ちてこないこと。
- ・バックルがちゃんと閉まること。

★**新品の学用品**【鉛筆(色えんぴつ、ボールペン含む)、ノート、消しゴム、鉛筆削り(電動不可) ※記載以外は受付不可】もランドセルの中に入れて贈ることができます。

宗教上の理由で、アフガニスタンには豚革製のランドセルは贈れません!

豚革製かどうかは、ランドセルの裏蓋側でご確認ください。右の写真のような毛穴があるランドセルは豚革製です。

豚革製であった場合、選別後に廃棄処理とさせていただきますので、ご了承ください。



お問い合わせは

三重県勤労者福祉会館 管理事務所

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地

《管理運営》公益財団法人 **三重県労働福祉協会**

TEL 059-225-2800 FAX 059-229-6378

<http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/kaikan/>

	9			8		7	
5	2		9	4			1
	(A)			6	8		
			1				4
			5		6		
4	8					5	
8	3	5		7			
				9			5
				8	(B)		

『はなししょうぶクイズ』
(A)(B)それぞれに入る数字を答えて下さい。

●応募要項●

☆官製ハガキ、またはメールで答え・郵便番号・自宅住所(アパート名など正確に)・氏名・組合名・機関紙に対するご意見・ご感想を書きそえて下さい。抽選で**20名の方に図書カードをお送りします。**

☆あて先: 〒514-0004 津市栄町1-891 三重県労働協
「はなししょうぶNo332」係

☆E-mail: mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp

☆締切: 4月25日(火)必着

☆当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

皆さまからのご意見ご感想をお寄せください!

「はなししょうぶ」へのご意見やご要望etc...なんでも結構ですので、お待ちしております。
ご投稿いただいた個人情報は機関紙「はなししょうぶ」の掲載に使用するものです。